

**神奈川海区漁業調整委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、定置漁業の保護区域の設定について、次のとおり指示する。

令和5年8月8日（公報登載予定日）

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻本和美

**1 保護区域****(1) 区域****ア 片口網**

別図において突通しとA、AとB、BとD及びDと垣網のとめの点をそれぞれ結ぶ4直線、垣網並びに三ツ角と突通しを身網に沿って結ぶ線によって囲まれた区域

**イ 両口網**

別図においてBとD、DとE、EとG及びGとBをそれぞれ結ぶ4直線によって囲まれた区域

**(2) 点の位置****ア 片口網**

A 三ツ角と突通しを結んだ直線上で、突通しから沖へ400メートル（いわし定置漁業にあっては、300メートル）の点

B Aから左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

C 左右両台の中心を結んだ直線上で、端口側の台の中心から身網と反対側に700メートル（いわし定置漁業にあっては、600メートル）の点

D 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

**イ 両口網**

A 三ツ角と突通しを結んだ直線上で、突通しから沖へ400メートル（いわし定置漁業にあっては、300メートル）の点

B Aから左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

C 左右両台の中心を結んだ直線上で、三ツ角から突通しに向かって左側の台の中心から身網と反対側に350メートル（いわし定置漁業にあっては、300メートル）の点

D 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とCから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

E 垣網のとめの点から左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とFから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

F 左右両台の中心を結んだ直線上で、三ツ角から突通しに向かって右側の台の中心から身網と反対側に350メートル（いわし定置漁業にあっては、300メートル）の点

G Aから左右両台の中心を結んだ直線に平行に引いた直線とFから左右両台の中心を結んだ直線に直角に引いた直線との交点

## 2 保護区域内の行為の制限

定置漁業の保護区域内においては、当該定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業、遊漁（漁業及び試験研究以外の目的で水産動植物を採捕する行為をいう。）その他の行為を行い、又は当該定置漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、定置漁業の相互関係における隣接する他の保護区域にわたる網の張立については、これらの制限行為に該当しないものとする。

## 3 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

別図

